

11月は 児童虐待防止推進月間

子ども家庭支援センターは、児童虐待の連絡先としての役割を担い、関係機関と協力・連携して子どもの虐待防止に努めるなど、18歳未満の子どもとその家族に関するあらゆる相談をお受けしています。
助けを求めているのは子どもだけではありません。虐待が疑われる行

為をする親は、さまざまなストレスや葛藤に苦しんでいても、周囲に助けを求められずにいる場合が多いと考えられます。虐待に関することは、子ども家庭支援センターへご連絡ください。
☎子ども家庭支援センター ☎042-495-7701

こんなことが虐待です。あなたの身近で起きていたり、感じたりしていませんか？

身体的虐待

子どもの体を傷つける・生命に危険を及ぼす暴力などの行為をすること。
殴る・蹴る・戸外に閉め出す、たばこの火などを押し付ける、お風呂などで溺れさせる、物で叩く、首を締める、投げ出すなど。



養育の放棄・怠慢(ネグレクト)

衣食住の世話をしない、学校に行かせない、病気でも医師に診せない、乳幼児を家に置いたままたびたび外出する、乳幼児を車内に放置する、保護者以外の同居人による子どもへの虐待を放置・黙認するなど。



性的虐待

子どもに性的暴力を振るう、子どもに性的ないたずらをするなどの性的関係により子どもを脅かす、ポルノグラフィーの被写体などになることを強要する。



心理的虐待

ひどい言葉で心を傷つける、拒否的な態度や極端な無視をする、他の兄弟と差別する、子どもの前で配偶者への身体的、精神的、性的暴力をふるうなど。



あなたの連絡が虐待防止につながります

叩く音や叫び声を耳にした時、アザや傷を発見した時、またいつもお腹をすかしている子どもや不自然な時間に外をうろついている子どもを見かけた場合など、おかしいと感じたら子ども家庭支援センターまでご連絡ください。連絡者の個人情報は厳守されます。また、虐待でなかった場合でも責任は問われません。

「虐待かな？」と思ったら迷わず連絡を！

体罰などによらない子育てのために

令和2年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止になりました。「しつけ」は、子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
一方「体罰」は、体に何らかの苦痛を引き起こす、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)のことです。体罰は子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があるため、たとえしつけのためと保護者が思っても、法律で禁止されます。
◆しつけと思って、こんなことをしていませんか？
・何度も言葉で注意したけれど、言うことを聞かないので頬を叩いた。
・いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった。

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 おかしいと感じたら迷わず連絡(通告)
通告は義務、権利です。機敏な対応が子どもを虐待してしまう親も救います。
- 2 しつけのつもりは言い訳
子どもの立場で判断することが大切です。
- 3 ひとりで抱え込まない
あなたにできることからすぐに実行しましょう。
- 4 親の立場より子どもの立場
子どもの命が最優先です。
- 5 虐待はあなたの周りで起こりうる
特別なことではありません。



「養育家庭」をご存じですか

養育家庭とは、いろいろな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを家庭に迎え、家族と一緒に生活し、養育していただく東京都の制度です。
清瀬市でも養育家庭の皆さんが、子どもたちの社会的擁護に取り組んでいます。養育家庭を正しく理解し、知っていただけるように養育家庭制度の説明、養育家庭里親さんの体験発表、相談コーナーなどの養育家庭体験発表を開催します。
☎11月27日(土)午前10時～正午
場中清戸地域市民センター
【主催】清瀬市、東京都小平児童相談所
☎11月1日から直接窓口または電話で子ども家庭支援センター ☎042-495-7701、小平児童相談所 ☎042-467-3711へ
※保育あり。要事前予約。



育児サポート事業をご活用ください

スマイルベビーきよせ

子育て世代包括支援センターによる、清瀬市版ネウボラ「スマイルベビーきよせ」を実施しています。市内にお住いのすべての妊婦さんや、子育て中のお母さん・お父さん・ご家族の方が安心できるよう、それぞれに合ったサービスを提案し、サポートしていきます。☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077

妊娠中

- ◆スマイルベビー妊婦面接
- ◆プレママパレパパ相談(個別)
- ◆妊婦訪問



出産後

- ◆こんにちは赤ちゃん事業
- ◆産後ケア訪問事業
- ◆すくすく授乳相談(個別)
- ◆ママヨガクラス



詳しくはこちら

ママの時間

休みなく育児に追われる日々のなかで、子どもと離れて誰かと話したい…そんな気持ちはありませんか？ 子どもを専門のスタッフがお預かりして、ホッと自分の時間を持つ場所です。
☎月1回水曜日午後(子どもの保育付き) 場健康センター
☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077へ
※詳しくは上記までお問い合わせください。

オレンジリボンキャンペーン

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。
1人でも多くの方に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために何ができるのかを呼びかけていく活動が、「オレンジリボンキャンペーン」です。
11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、国や地方自治体、NPO法人だけでなく、民間企業やスポーツ団体などの協力を得ながら、さまざまな児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンイベントを展開します。



子ども虐待防止 オレンジリボン運動



【オレンジリボン運動公式サイト】
🌐 <https://www.orangeribbon.jp>

オレンジリボン運動 ホームページ

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎11月24日(水)・25日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 ☎11月28日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 ☎11月13日(土)午前9時～正午
場 いずれも市役所徴収課窓口 ☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045